

事務連絡
令和6年7月25日

各介護保険施設・事業所管理者 様

石川県健康福祉部長寿社会課

令和6年能登半島地震における被災者の
避難先における費用負担の詳細について（その3）

日頃より本県の高齢者福祉の推進にご協力を賜り、誠にありがとうございます。
また、この度の震災において様々なご支援、ご協力を賜り、改めてお礼申し上げます。

さて、被災地の高齢者（避難者）を介護保険施設等で受け入れている場合の費用負担の詳細につきまして、令和6年7月19日付け事務連絡を下記のとおり更新しましたので、ご多忙の折恐縮ですがご確認お願いいたします。

記

1 避難者について

以下を満たす者を避難者（災害救助法の対象）とします。

- (1) 発災時に災害救助法対象市町に居住、または施設に入所していた者
- (2) 施設、住家の被災等により、やむなく避難し、元の施設等が復旧または仮設住宅が十分に備わった際に帰る（転居）意思のある者

※震災から半年以上が経過し、今後新たな避難者が発生することが想定されないことから、今後、避難者としての新たな受け入れは想定しておりませんが、特別な事情（一時的に入院した病院から施設に戻る場合など）により、新規避難者の受け入れを検討される場合は、必ず、長寿社会課へ事前にご確認ください。

2 避難期間について

災害救助法の適用期間を目安とし、具体の終期は追って連絡します。

※災害救助法は、現在、令和6年8月末まで適用されており、今後の適用期間については国と協議をしております。なお、適用期間終了に伴い下記4にあります本費用負担制度も終了となるため、予めご承知願います。【※令和6年7月25日更新】

3 福祉避難所の指定について

貴施設・事業所において避難者を受け入れた場合、県が福祉避難所とみなすこととします。その場合、以下の要件を満たしている必要があります。

- (1) 避難者名簿（氏名、生年月日、性別、住所、連絡先、入所期間等）を作成し、避難者を管理すること
- (2) 避難者に対し避難場所（居室）、食事、生活必需品等を提供すること
- (3) 介護サービスを利用するなど、適切な支援を行うこと

4 費用負担の範囲

福祉避難所設置に要する費用については、以下に要する費用の実費相当額を県が負担します。

- (1) 福祉避難所として使用する場所（部屋）の使用料（室料）
※敷金や一時入居金等は対象外
- (2) 避難者に対する食事・水の供与
- (3) 避難者の避難所生活に要する物品等の供与

※これら福祉避難所設置に要した費用については、領収書や根拠資料を準備すること。

5 介護サービス

避難者の要介護認定に応じて、貴施設で提供する介護サービスの対象となり、介護保険法に基づく介護報酬が請求できます。この度の地震による特例がありますので、ご確認の上ご請求ください。

※介護報酬にかかる厚生労働省事務連絡等については下記をご参照ください。

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/ansin/saigaibousai/r60101zishin.html>

6 費用の請求について

避難生活に要した費用（上記4）をまとめて、石川県に請求してください。（請求方法や提出頂く様式等は、追ってご連絡します。）

※請求先：石川県健康福祉部長寿社会課

〒920-8580金沢市鞍月1-1

kaigo@pref.ishikawa.lg.jp

健康福祉部長寿社会課

避難所班：076-225-1954

kaigo@pref.ishikawa.lg.jp